２３土第３１４号
平成２３年８月８日

建設団体関係の長　様

愛媛県土木部長
（公印省略）

標準型総合評価落札方式及び入札ボンド制度の導入について

標記のことについて、本県では、平成20年３月及び23年３月に開催された愛媛県建設業審議会の答申を踏まえ、ＷＴＯ対象工事（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される建設工事）の入札において、別添「愛媛県建設工事標準型総合評価実施要領」及び「建設工事における入札保証に関する取扱説明書」により標準型総合評価落札方式及び入札ボンド制度を導入いたしますので通知します。

なお、貴職におかれましては、貴会員（組合員）に対する周知をお願いします。

愛媛県建設工事標準型総合評価落札方式実施要領

（趣旨）

第１条　この要領は、県が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第２条第１項に規定する建設工事（以下「工事」という。）について、標準型総合評価一般競争入札（標準型総合評価落札方式により落札者を決定する一般競争入札をいう。以下同じ。）を実施するに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要領において「標準型総合評価落札方式」とは、次条に定める工事についての請負の契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の２の規定に基づき、価格その他の条件が、県にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。

２　この要領において「簡易型総合評価落札方式」とは、愛媛県建設工事簡易型総合評価落札方式実施要領（平成18年９月20日制定）に基づく入札方式をいう。

３　この要領において「施工体制確認方式」とは、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認（以下「施工体制確認」という。）し、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかを審査・評価する方式をいう。

（対象工事）

第３条　標準型総合評価落札方式は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成７年政令第372号）の規定が適用される工事のうち、標準型総合評価落札方式によることが適当と認められる工事の入札において実施する。

（学識経験者の意見聴取）

第４条　標準型総合評価一般競争入札を実施する際の学識経験者の意見聴取の実施に係る必要な事項については、簡易型総合評価落札方式の例による。

（評価項目等）

第５条　標準型総合評価落札方式における評価項目等は、別表を標準として、入札ごとに定める。ただし、選択項目については、工事目的、工事内容、施工条件等から、必要に応じて評価項目を選択し、又は配点を変更できるものとする。

２　前項に定めるもののほか、施工体制確認方式における評価項目等は、次に掲げる２つの事項を施工体制確認に係る評価項目（以下「施工体制確認項目」という。）とする。

（１）品質確保の実効性

（２）施工体制確保の確実性

（総合評価の方法）

第６条　本要領における総合評価は、次の算式により導き出された数値（以下「評価値」という。）をもって行う。なお、評価値の計算において入札価格の単位は億円とし、求められる評価値は小数第５位以下を切り捨て小数第４位止めとする。

評価値＝〔基礎点（80点）＋施工体制確認点＋加算点〕

／入札価格（単位：億円）

2　前項に規定する基礎点は、入札参加資格を満たす場合に80点を与える。

3　第１項に規定する施工体制確認点は、別添様式２及び工事費内訳書等により審査を行うほか、愛媛県建設工事低入札価格調査制度実施要綱（平成19年４月１日制定）に規定する低価格入札者（以下「低価格入札者」という。）となった者については、愛媛県建設工事簡易型総合評価落札方式における施工体制確認方式手続要領（平成23年４月１日制定。以下「施工体制確認要領」という。）に定める例により審査を行い、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、その確実性の高さに応じて、施工体制確認項目毎に満点を10点とし、３段階（ 優10点／ 良５点／ 可０点）で評価を行い、それらの得点の合計とする。

4　第１項に規定する加算点は、次の算式により導き出された数値とする。なお、求められる加算点は小数第５位以下を切り捨て小数第４位止めとする。

加算点＝（入札参加者の技術提案の得点合計

／技術提案の配点合計）×20点

（標準型総合評価一般競争入札の公告）

第７条　標準型総合評価一般競争入札を実施する場合は、別に定めるもののほか、次に掲げる事項を公告しなければならない。

（１）標準型総合評価一般競争入札を実施する旨

（２）当該標準型総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準

（３）次条に定める標準型総合評価落札方式に係る資料（以下「総合評価に係る資料」という。）の提出を求める旨、その提出期日等

（４）その他必要と認める事項

（総合評価及び施工体制確認に係る調査資料の提出等）

第８条　入札参加者は、前条第３号の提出期日までに、総合評価に係る資料について、別添様式１及び様式２により提出しなければならない。なお、提出された資料は、返却しない。

2　予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者について、低価格入札者となった者は、前項に規定する資料に加え、第６条第３項においてその例によるものとされた施工体制確認要領第３条に規定する調査資料を開札の日の翌日から起算して３日（愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第３号）第１条に規定する休日を含まない。）以内に提出しなければならない。なお、提出された資料は、返却しない。

3　第１項又は第２項に規定する資料を提出しない者の行った入札は、無効とする。

4　第６条第３項においてその例によるものとされた施工体制確認要領第４条に規定する事情聴取に応じない者の行った入札は、無効とする。

5　いったん提出された第１項又は第２項に規定する資料の訂正及び差し替えは認めない。

6　いったん提出された第１項又は第２項に規定する資料の内容が虚偽であることが明らかとなった場合は、愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱（昭和63年８月１日制定）の規定に基づき、入札参加資格停止を行うことがある。

7　入札参加者が第１項又は第２項に規定する資料の作成に要した一切の費用は、入札参加者の負担とする。

（落札者の決定方法）

第９条　標準型総合評価落札方式により落札者を決定しようとするときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

２　評価値の最も高い者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、前項の規定にかかわらず、その者を落札者とせず、入札価格が予定価格の制限の範囲内である他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

３　評価値の最も高い者が２者以上いる場合は、当該者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。

（技術提案に関する機密の保持）

第10条　技術提案が入札参加者の知的財産であることに鑑み、提案内容に関する事項が他者に知られることのないよう取扱いに留意するものとする。

（適正な履行の確保）

第11条　標準型総合評価落札方式において、総合評価に係る資料として提出された技術提案の適正な履行を確保するため、受注者の責により、当該提案の内容と同等以上の施工をしなかったと認められる場合は、当該工事の工事成績評定点を減点し、及び違約金を徴収する。

２　前項に規定する工事成績評定点の減点については、工事成績評定要領細則（平成22年４月１日制定）に基づき行うものとする。

３　第１項に規定する違約金については、次の算式により算出された金額とし、請負代金額から減額するものとする。

違約金＝Ａ－Ａ×（（Ｂ＋Ｃ＋Ｅ）／（Ｂ＋Ｄ＋Ｅ））

Ａ：当初契約金額

Ｂ：標準点＝80点

Ｃ：施工後の実施値における加算点合計

Ｄ：当初入札時に記載した技術提案による加算点合計

Ｅ：施工体制確認点

（評価値の疑義照会）

第12条　標準型総合評価落札方式においては、簡易型総合評価落札方式の例による評価値の疑義照会は行わない。

（評価結果の公表）

第13条　標準型総合評価一般競争入札を実施したときは、契約締結後、別添入札結果一覧表及び評価値算出表により、入札者ごとの入札価格及び評価値を公表するとともに、別表を標準として、入札ごとに定めた評価項目等により、標準型総合評価一般競争入札を実施した理由及び落札者決定基準等を公表するものとする。

（その他）

第14条　この要領に定めるもののほか、標準型総合評価一般競争入札の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要領は、平成23年８月８日から施行する。

（ 別表 ）

評 価 項 目 等 （標準型）

技術提案について

	評価項目	着目点	評価基準	配点	得点
					／９０
選択	総合的なコストの縮減に関する技術提案	工事の技術的課題を踏まえて設定 ・ライフサイクルコスト ・その他（補償費等）	技術提案内容が工事の条件等を踏まえて適切であり、優れた工夫が見られる。	21～30	／３０
			技術提案内容が工事の条件等を踏まえて適切であり、工夫が見られる。	11～20	
			技術提案内容が工事の条件等を踏まえており適切である。	0～10	
選択	工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案	工事の技術的課題を踏まえて設定	技術提案内容が工事の条件等を踏まえて適切であり、優れた工夫が見られる。	21～30	／３０
			技術提案内容が工事の条件等を踏まえて適切であり、工夫が見られる。	11～20	
			技術提案内容が工事の条件等を踏まえており適切である。	0～10	
選択	社会的要請への対応に関する技術提案	工事の技術的課題を踏まえて設定 ・環境の維持 ・交通の確保 ・特別な安全対策 ・省資源対策 ・リサイクル対策 ・その他	技術提案内容が工事の条件等を踏まえて適切であり、優れた工夫が見られる。	21～30	／３０
			技術提案内容が工事の条件等を踏まえて適切であり、工夫が見られる。	11～20	
			技術提案内容が工事の条件等を踏まえており適切である。	0～10	

（注１）評価項目は、工事の施工条件や環境条件等から工事の技術的課題を踏まえて２項目以上設定する。
（注２）評価項目１項目に対し、工事の技術的課題を踏まえて、着目点を３項目設定する。
（注３）求める技術提案は、１評価項目に対し３提案とし、着目点ごとに１提案とする。
（注４）本表は、土木工事に係る標準的な様式であり、着目点及び評価基準については、案件に応じて変更する場合がある。

（様式１）　　（用紙Ａ４）

技術提案書

工事名　：
商号又は名称：

評価項目	○○○○○について

提案１	着目点（　　）
当該現場の課題	
具体的な提案内容	
実施効果	
実績及びその効果	

提案２	着目点（　　）
当該現場の課題	
具体的な提案内容	
実施効果	
実績及びその効果	

提案３	着目点（　　）
当該現場の課題	
具体的な提案内容	
実施効果	
実績及びその効果	

注１　技術提案は１評価項目に対し３提案とし、着目点ごとに１提案記載すること。
　２　技術提案書（本様式）は評価項目数にかかわらず、図表を含めＡ４判で４ページまでとすること。
　３　文字は、10ポイント以上とし、できるだけ簡潔に記載すること。
　４　作成に当たっては、Ｗｏｒｄ形式で行い、提出すること。（Ｗｏｒｄ形式以外は受付しない。）
　５　実績及びその効果については、実績（工事名・発注者名・コリンズ番号等）及びその実際の効果を簡潔に記載すること。ただし、自社の実績がない提案の場合は、効果の技術的根拠（NETISは登録番号で可）を具体的に記載すること。

（様式２）　　（用紙Ａ４）

施工体制確認書

発注機関の長　様

住所：
会社名：
代表者氏名：　　㊞

平成　　年　　月　　日付けで公告のありました平成○年度○○○○○○○工事に提出した工事内訳書等の資料の内容で、本工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料を確保し、適切な施工体制を十分確保します。

本確認書を確認した者
（配置予定技術者（主任技術者又は監理技術者）、氏名）
○○　○○

連絡先　電話：○○○－○○○－○○○○

注１　施工体制については、配置予定技術者が必ず確認し、当該配置予定技術者の氏名を記載すること。
注２　持参又は郵送により提出する場合は押印を要するが、電子入札システムにより提出する場合は押印を要しない。

入札結果一覧表

下記の発注案件について、次のとおり○月○日に決定しましたのでお知らせします。

入札日時	
工事名	
工事箇所	
予定価格(税抜)	
調査基準価格(税抜)	

入札価格(税抜)	評価値	入札業者	摘要

標準型

評価値算出表

工事名:○○第○号の○　○○○　○○○工事

商号又は名称	評価項目	施工体制確認点 (a)	技術提案得点合計 (b)	加算点(小数第5位以下切り捨て) (c)=(b)÷90×20	入札金額(億円) (d)	評価値(小数第5位以下切り捨て) (80+(a)+(c))÷(d)	加算点順位	金額順位	評価値順位
	配点	20	90						
				0.0000		0.0000	1		
				0.0000		0.0000	1		
				0.0000		0.0000	1		
				0.0000		0.0000	1		
				0.0000		0.0000	1		
				0.0000		0.0000	1		
				0.0000		0.0000	1		
				0.0000		0.0000	1		
				0.0000		0.0000	1		
				0.0000		0.0000	1		
				0.0000		0.0000	1		
				0.0000		0.0000	1		
				0.0000		0.0000	1		
				0.0000		0.0000	1		

（別紙）

建設工事における入札保証に関する取扱説明書

この説明書は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）の規定の適用を受ける建設工事（以下「ＷＴＯ対象工事」という。）における入札保証の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

1　入札保証について

発注者は、ＷＴＯ対象工事の入札参加者に対して、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号以下「会計規則」という。）第135条に基づき、その見積もる入札金額（入札者が消費税法に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、入札価格に消費税及び地方消費税相当額を加えたものをいう。以下同じ。）の100分の５以上の入札保証金の納付を求めることとする。ただし、会計規則第136条第５号、第137条第１号又は第２号の規定により、（１）に掲げる担保の提供があった場合は、入札保証金の納付に代わる担保が提供されたものとして取扱うとともに、（２）に該当する場合は、入札保証金の納付を免除する。なお、会計規則第136条第１号から第３号及び第137条第３号の規定は適用しない。

（１）　入札保証金の納付に代わる担保が提供されたものとなる場合

ア　発注者が確実と認める金融機関（以下「金融機関」という。）の入札保証

（２）　入札保証金の納付が免除となる場合

ア　保険会社との入札保証保険契約の締結

イ　金融機関又は保証事業会社（以下「保証機関等」という。）との契約保証の予約

2　入札保証に係る書類の提出時における取扱いについて

入札参加者は、１により求めた入札保証金又は１の（１）若しくは１の（２）に該当する場合の書類等を入札参加資格確認通知日の翌日から入札書提出期限までの間に提出しなければならないものとし、提出しなかった場合は当該入札の条件に違反したものとして、その入札を無効とする。

なお、具体的な取扱いについては次のとおりとする。

（１）　入札保証金を現金で納付する場合

ア　入札参加者は、その見積もる入札金額の100分の５以上の入札保証金を納付すること。

イ　入札参加者は、事前に「入札保証金納入通知書兼領収書発行依頼書」（別紙様式１）を発注者に提出し、入札保証金の納入通知書兼領収書（会計規則様式第７号。以下同じ。）の発行を受け、入札保証金を愛媛県の指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関に納付すること。

ウ　納付後は、当該金融機関の収納印のある領収済通知書の写し及び必要事項を記載した「入札保証に係る提出書」（別紙様式２）並びに「入札保証金納付書」（別紙様式３）を発注者に持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。以下同じ。）すること。

エ　入札保証金を現金で持参により納付したい場合は事前に発注者に連絡すること。

（２）　金融機関の保証による場合

ア　入札参加者は、その見積もる入札金額の100分の５以上の保証金額である保証書及び「入札保証に係る提出書」（別紙様式２）を発注者に持参又は郵送すること。

イ　保証書の内容には、次の事項を含むものとすること。

a　名あて人が発注者であること。
b　保証人が金融機関であり、押印（印刷済のものを含む。）があること。
c　保証委託者が入札参加者であること。
d　保証金額が記載されていること。
e　保証に係る工事の工事名が入札公告に記載の工事名と同一であること。
f　落札者が契約を結ばないことによる損害金の支払いを保証する旨の記載があること。
g　保証の内容は、落札者が契約を結ばない場合の損害金の支払いであること。
h　保証期間は、書類の提出日から発注者が指定する日までを含むものであること。
i　保証債務履行の請求の有効期間が保証期間経過後６か月以上確保されていること。

（３）　入札保証保険による場合

ア　入札保証保険とは、落札者が契約を結ばない場合に、保険会社が保険金を支払うことを約する保険であり、入札参加者は定額てん補方式を申し込むこと。

イ　入札参加者は、その見積もる入札金額の100分の５以上の保険金額である入札保証保険に係る証券（以下「保険証券」という。）及び「入札保証に係る提出書」（別紙様式２）を発注者に持参又は郵送すること。

ウ　保険証券の内容には、次の事項を含むものとすること。

a　被保険者が発注者であること。
b　保険会社の記名押印（印刷済のものを含む。）があること。
c　保険契約者が入札参加者であること。
d　保険金額が記載されていること。
e　契約の内容としての工事名が入札公告に記載の工事名と同一であること。
f　入札保証保険の普通保険約款及び特約条項その他証券に記載したところにより保険契約を締結した旨の記載があること。
g　保険期間は、書類の提出日から発注者が指定する日までを含むものであること。

（４）　保証機関等の契約保証の予約による場合

ア　保証事業会社とは、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。

イ　入札参加者は、契約保証の予約に係る契約希望金額がその見積もる入札金額以上又は保証金額が入札金額の100分の10以上である契約保証の予約証書（以下「証書」という。）及び「入札保証に係る提出書」（別紙様式２）を発注者に持参又は郵送すること。

ウ　証書の内容には、次の事項を含むものとすること。

a　名あて人が発注者であること。
b　契約保証の予約を行う者が保証機関等であり、押印（印刷済のものを含む。）があること。
c　予約契約者が入札参加者であること。
d　契約希望金額又は保証金額が記載されていること。
e　契約の内容としての工事名が入札公告に記載の工事名と同一であること。
f　保証機関等と入札参加者である予約契約者との間で予約に係る工事について契約保証の予約を行ったことを証する旨の記載があること。
g　予約する契約保証が停止条件付契約保証でないこと。
h　予約契約者が予約完結権を行使するに当たって、いかなる留保も付されていないこと。

（５）　入札保証金の金額等（金融機関の保証に係る保証金額及び入札保証保険に係る保険金額を含む。以下同じ。）又は保証機関等の契約保証の予約に係る契約希望金額若しくは保証金の変更の取扱いについて

ア　既に納付又は提出した入札保証金の金額等又は保証機関等の契約保証の予約に係る契約希望若しくは保証金額の変更は認めないものとする。

イ　ただし、当該入札が低入札価格調査の対象となった場合には、保証機関等の契約保証の予約に係る保証金額が入札金額の100分の30以上となるよう、増額変更を行うこととし、別途発注者が指定する日までに、保証機関等が交付する変更契約保証予約証書を提出すること。

（契約保証予約証書において予約に係る保証金額が明記されている場合に限る。）

3　保証期間不足時の取扱い

入札の延期又は落札決定の保留等により契約を締結する見込の期日が延長された場合、金融機関等の入札保証を提出した入札参加者は、保証期間又は保険期間が終了する前までに、発注者が別途指定する日までを含む金融機関等が発行する変更証書を発注者まで提出すること。

4　入札保証金等の納付又は書類に不備等があるときの取扱い

（１）　入札保証金等の未納付等又は書類に不備があるものとして次の表に掲げる場合に該当するときは、入札に参加する条件に違反したものとして、その入札を無効とする。

１　未納付等であると認められる場合	他の工事の入札保証金である場合 入札保証金が特定できない場合
２　書類に不備があると認められる場合	押印されていない場合 入札保証（保険）金の記載が全くない場合 記載内容を満たしていない場合 発注者名に誤りがある場合 入札案件名に誤りがある場合 納付業者名に誤りがある場合
３　その他未納付等又は書類に不備がある場合	

（２）（１）の場合において、発注者は、速やかに入札参加者に対し、入札保証金等を６の（１）から（３）までに規定する手続により還付等を行うものとする。この場合において「落札決定後」とあるのは、「入札を無効とした際」と読み替える。

5　入札保証金等に係る開札時の取扱い

（1）　入札参加者の入札保証金の金額等が、実際の入札金額の 100 分の 5 に満たない者又は保証機関等の契約保証の予約に係る契約希望金額が入札金額に満たない者若しくは保証金額が入札金額の 100 分の 10 に満たない者は、入札に参加する条件に違反したものとしてその入札を無効とする。

（2）　（1）の場合において、発注者は、速やかに入札参加者に対し、入札保証金等を 6 の（1）から（3）までに規定する手続により還付等を行うものとする。この場合において「落札決定後」とあるのは、「入札を無効とした際」と読み替える。

6　落札決定時の取扱い

発注者は、次に定めるところにより、当該入札の落札決定後、入札参加者に対し、入札保証金等を還付することとする。ただし、落札者に対しては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号以下「地方自治法」という。）第 96 条第 1 項第 5 号の規定に基づく愛媛県議会の議決を得て、当該工事に係る本契約が成立した後に入札保証金等を還付するものとする。

（1）　入札保証金の取扱い

入札参加者は、「入札保証金払戻請求書」（別紙様式 4）を発注者に提出し、発注者は、当該書類を受理したときは、会計規則に基づき速やかに返還手続を行うものとする。

（2）　金融機関の保証についての取扱い

入札参加者は、「金融機関の保証書に係る受領について」（別紙様式 5）を入札担当者に提出し、入札担当者は、当該書類と引き換えに返還手続を行うものとする。

（3）　入札保証保険及び保証機関等の契約保証の予約についての取扱い

落札決定後も返還しないものとする。

7　落札者が契約を結ばない場合の取扱い

（1）　入札保証金についての取扱い

発注者は、落札者が契約を結ばない場合は、地方自治法第 234 条第 4 項の規定により、入札保証金を歳入に組み入れる手続を行うものとする。

（2）　金融機関の保証についての取扱い

ア　発注者は、落札者が契約を結ばない場合は、保証契約の定めにより保証金請求書（保証契約等で請求書の様式が指定されているものにあっては当該様式、それ以外は別紙様式 6）及び保証書の写しを金融機関に提出するとともに納入通知書兼領収書を送付するものとする。

イ　発注者は、前アの規定により保証金の納入があったときは、保証書を金融機関に提出するものとする。

（3）　入札保証保険についての取扱い

発注者は、落札者が契約を結ばない場合は、契約の定めにより保険金請求書（保険契約等で請求書の様式が指定されているものにあっては当該様式、それ以外は別紙様式 6）及び入札保証保険に係る証券を保険会社に提出するとともに納入通知書兼領収書を送付するものとする。

（4）　保証機関等の契約保証の予約についての取扱い

発注者は、落札者が契約を結ばない場合は、その者の入札金額の 100 分の 5 の額を落札者に損害賠償請求を行うものとする。

8　費用の負担

入札保証金等の納付及び書類の提出に係る費用は入札参加者の負担とする。

9　その他

この説明書に定めのない事項は、会計規則等によるものとする。

（別紙様式 1）

年　　月　　日

愛媛県知事　中村　時広　様

（住　　所）
（商号又は名称）
（代表者氏名）　㊞

入札保証金納付書兼領収書発行依頼書

次の工事に関して、入札保証金を納付したいので、納付書の発行をお願いします。

1　工事番号
2　入札保証金に係る工事名
3　開札予定日時　　年　月　日　時　分
4　納付する入札保証金の額　　円
5　納付予定日　　年　月　日

（別紙様式２）

年　月　日

愛媛県知事　中村　時広　様

（住　　所）
（商号又は名称）
（代表者氏名）　㊞

入札保証に係る提出書

次の工事に係る入札保証の関係書類を提出します。

1　工事番号

2　工事名

3　開札予定日時　　年　月　日　時　分

4　入札保証（該当するものに○をすること。）

（ア）金融機関による保証
（イ）入札保証保険
（ウ）金融機関による契約保証の予約
（エ）保証事業会社による契約保証の予約
（オ）入札保証金（現金）

（別紙様式３）

入　札　保　証　金　納　付　書

納付金額　¥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ただし、「○○○○建設工事」入札分
上記のとおり、入札保証金を納付します。

年　月　日

愛媛県知事　中村　時広　様

（住　所）
（商号又は名称）
（代表者氏名）　㊞

※口座振替での納付の場合は、金融機関の収納印のある領収済通知書（写し）を添付すること。

（以下記載不要）

受入通知	印	保　管	年　月　日
払出通知	印	還付請求	年　月　日

（別紙様式４）

年　　月　　日

愛媛県知事　中村　時広　様

（住　　所）
（商号又は名称）
（代表者氏名）　　㊞

入札保証金払出請求書

次のとおり請求します。

入札保証に係る提出書の日付	
工事番号	
工事名	

請求金額　¥

（振込先銀行）

金融機関名	銀行 信用金庫 組　　合		本店 支店 出張所
預金科目	1　普通　　2　当座	口座番号	

（別紙様式５）

年　　月　　日

愛媛県知事　中村　時広　様

（住　　所）
（商号又は名称）
（代表者氏名）　　㊞

金融機関の保証書に係る受領について

次の工事の入札保証証書を受領したので、発行機関（金融機関）に返還すること及び今後、保証書の滅失、き損等につき一切の責任を負うことを約します。

工事名

（別紙様式６）

年　　月　　日

（金融機関又は保険会社名）　様

愛媛県知事　中村　時広

保証金（保険金）請求書

別添の保証書記載の工事については、落札者と工事請負契約の締結に至りませんでしたので、保証契約の定めに基づき保証金（保険金）を下記のとおり請求します。

記

請求金額　　円
落札者
工事番号
工事名

添付書類　１　入札保証書（写）又は入札保証保険（証券番号　　）
　　２　入札書（写）
　　３　納入通知書兼領収書